

(No.2)

1. 「河川法の施行について」（昭和40年3月29日建設省河発第58号、建設事務次官通達）の記の9の（1）

9 河川の使用及び河川に関する規制について

河川の使用及び河川に関する規制については、河川の公共的性格にかんがみ、当該使用に係る事業の公益性、河川の保全及び既存の河川使用に対する影響等を総合的に考慮して河川の適正な利用を図るとともに、河川の管理に支障を及ぼす行為等の取り締まりに万全を期すること。なお、以下の諸点について、特に留意されたいこと。

（1）水利使用について

新規水利使用と既存の河川使用との調和を図るために、水利調整の制度が新設されたので、この制度の趣旨を十分理解し、適切な処分を行うことにより、水利使用秩序の維持に努めるとともに、水資源の合理的な利用と開発に資すること。

2. 「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」（平成6年9月30日建設省河政発第52号、建設省河川局長通達）の記の五の1（2）

五 申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について

1 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）の規定による処分に係る審査基準及び標準処理期間について

（2）第二十三条（流水の占用の許可）の審査基準について

河川の流水の占用の許可並びにこれに関する法第二十四条、第二十六条第一項、第二十七条第一項、第五十五条第一項等の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査したうえで許可を行うことができるものであること。

① 水利使用の目的及び事業内容が、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与し、公共の福祉の増進に資するものであること。

② 申請者の事業計画が妥当であるとともに、関係法令の許可、申請者の当該事業を遂行するための能力及び信用など、水利使用の実行の確実性が確保されていること。

③ 河川の流況等に照らし、河川の適正な利用及び流水の適正な機能の維持に支障を与えることなく安定的に当該水利使用の許可に係る取水を行えるものであること。

④ 流水の占用のためのダム、堰、水門等の工作物の新築等が法第二十六条第一項（工事物の新築等の許可）の審査基準を満たしているなど、当該水利使用により治水上その他の公益上の支障を生じるおそれがないこと。

3. 「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の運用等について」（平成6年9月30日建設省河政発第53号、建設省河治発第73号、建設省河開発第118号、建設省河砂発第50号、建設省河川局水政課長、治水課長、開発課長及び砂防部砂防課長通達）の記の一の1（2）

一 局長通達における審査基準及び標準処理期間に関する運用について

1 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）の規定による処分に係る審査基準及び標準処理期間に関する運用について

（2）第二十三条（河川の流水の占用の許可）関係

（1）局長通達五1（2）の①の審査に当たっては、水利使用に係る事業計画の国民生活や産業活動への影響、国土開発、水資源開発、電源開発、土地改良等に関する国又は地方の計画との整合性、河川水以外の水源への代替可能性等を勘案し、総合的に判断すること。

（2）局長通達五1（2）の②の審査に当たっては、以下の事項に留意すること。

① 水利使用に係る事業計画が、関係法令に基づく許可等を受けているか、又は受ける見込みが確実であり、かつ、当該水利使用の内容が関係法令による許可等に係る事業内容と整合が図られていること。

- ② 水利使用の申請者が、事業を遂行する能力及び信用を有すると客観的に判断される者であること。
 - ③ 水利使用の許可に係る取水量が合理的な根拠に基づいて算定されたものであり、その目的、事業計画等からみて、必要かつ妥当な範囲内のものであること。
 - ④ 他の水利使用、漁業等の調整がなされ、当該水利使用により損失を受けるおそれがある者が存する場合には、事前に当該水利使用についてその者の同意を得ておくことが望ましいこと。
- (3) 局長通達五 1 (2) の③の審査に当たっては、以下の事項に留意すること。
- ① 取水予定量が、基準渇水流量（十年に一回程度の渇水年における取水予定地点の渇水流量）から河川の維持流量と他の水利使用者の取水量の双方を満足する水量（正常流量）を控除した水量の範囲内のものであること。
 - ② 正常流量の設定の詳細については、「河川砂防技術基準（案）」を参考とすること。
- (4) 局長通達五 1 (2) の④の審査に当たっては、以下の事項に留意すること。
- ① 水利使用に係る土地の占用及び工作物の新築等が、当該水利使用の目的を達成するために必要な最小限度のものであること。
 - ② 局長通達五 1 (2) ④の「公益上の支障」とは、例えば河川区域外に設置される土捨場の崩壊による災害、水利使用に伴う排水による流水の汚濁などをいうものであること。